

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者または妊婦等の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【量の見込みについて】

○国指針

利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

○国手引き

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施することから、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みの算出をすること。

この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定すること。

●本市の対応

国手引きや事業説明資料等から、「教育・保育の提供区域設定の1箇所」「複数の中学校区で構成する2箇所」等のパターンが想定される。本市の地勢や提供区域の基本の考え方、関係機関との連携のしやすさ等を考慮し、**量の見込みは1箇所とする。**

【確保方策について】

・本市では、平成26年8月から、保育所入所希望の保護者・待機児童の保護者からの相談、ニーズに合った保育サービスの情報提供等を行い市民ニーズに対応するため、保育課窓口には2名の保育所等入所相談支援員を配置し、本事業を実施している。

・現在の事業実施状況で量の見込みに対応することが可能であり、継続して実施する。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（低学年）	740 人	764 人	796 人	812 人	832 人
量の見込み（高学年）	254 人	244 人	245 人	249 人	257 人
確保方策	790 人	810 人	810 人	810 人	810 人

○ 放課後児童健全育成事業実績

学童保育所名	H23		H24		H25	
	在籍児童数 (人)	年平均出席率 (%)	在籍児童数 (人)	年平均出席率 (%)	在籍児童数 (人)	年平均出席率 (%)
たまむし第1学童保育所	63	71.0	58	70.6	63	68.3
たまむし第2学童保育所	33	66.4	33	66.3	34	63.6
あかね第1学童保育所	61	70.0	69	71.1	70	69.3
あかね第2学童保育所	38	68.7	40	70.8	42	69.1
ほんちょう学童保育所	54	66.9	55	66.6	62	65.9
さくらなみ第1学童保育所	94	69.2	45	72.6	51	69.6
さくらなみ第2学童保育所			47	69.3	48	69.3
さわらび第1学童保育所	48	64.2	36	70.2	45	70.0
さわらび第2学童保育所	30	65.8	25	67.0	26	66.8
たけとんぼ第1学童保育所	76	69.9	48	72.3	56	71.9
たけとんぼ第2学童保育所			33	71.2	37	70.8
まえはら第1学童保育所	43	65.0	36	65.7	40	68.1
まえはら第2学童保育所	25	67.7	28	67.6	22	68.2
みどり第1学童保育所	51	69.3	53	67.2	51	64.0
みどり第2学童保育所	21	67.4	27	71.3	18	65.7
みなみ学童保育所	71	65.6	62	69.8	61	68.4
合計	708	68.0	695	69.5	726	68.3

【確保方策について】

- ・ 児童の受入れに当たっては、学童保育所へのニーズ及び必要性の高い低学年児童の受入れを優先する。高学年児童の受入れについては平成26年度までの運用と同様に、障がいを持つ児童を対象とする。
- ・ 平成30年度には、低学年児童の量の見込みが確保方策を超えることとなるが、登録児童が必ずしも毎日利用しないことから、低学年児童の全入は確保できるものとして考える。
- ・ 今後、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める専用区画の面積基準及び支援の単位を構成する児童の数の基準への適合を図る必要性もあることから、高学年児童の受入れは今後の施設整備の方針とも整合性を図るため、計画見直し時に修正を図る。
- ・ 高学年児童の放課後対策については、低学年児童と比べ放課後の居場所が習い事等の校外の居場所を含め多岐に渡ることから、類似事業等を活用していく。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	711 人日/年	712 人日/年	705 人日/年	702 人日/年	693 人日/年
確保方策	730 人日/年	730 人日/年	730 人日/年	730 人日/年	730 人日/年

○ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)実績

	H21	H22	H23	H24	H25
申請数	17件	19件	25件	32件	31件
利用人数(延べ)	17人	18人	24人	32人	26件
宿泊数	79泊	103泊	120泊	121泊	69泊

【量の見込みについて】

- ・ 現状は児童養護施設に委託し事業を実施、2歳から中学校就学前までの児童を対象に、1日の最大受入れ人数は2名、全日利用可能となっている。
- ・ 現在の事業実施状況で量の見込みを受入れることは可能であることから、継続して実施する。
- ・ 量の見込みの算出に当たっては0歳から5歳までの児童のニーズ量を基に算出しているが、一方、本市の対象児童は2歳からとなっている。0歳、1歳児童の利用は受入れ施設等の問題もあることから、今後研究していく必要がある。

	H27	H28	H29	H30	H31
定員数	2人				
年間開所日数	365日				
確保方策	730人日				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,045 人	1,037 人	1,029 人	1,018 人	1,009 人
確保方策	1,045 人	1,045 人	1,045 人	1,045 人	1,045 人
	実施体制:市保健師及び委託で実施 実施機関:健康課(保健センター) 委託団体等:母子保健推進員(保健師、助産有資格者)	実施体制:市保健師及び委託で実施 実施機関:健康課(保健センター) 委託団体等:母子保健推進員(保健師、助産有資格者)	実施体制:市保健師及び委託で実施 実施機関:健康課(保健センター) 委託団体等:母子保健推進員(保健師、助産有資格者)	実施体制:市保健師及び委託で実施 実施機関:健康課(保健センター) 委託団体等:母子保健推進員(保健師、助産有資格者)	実施体制:市保健師及び委託で実施 実施機関:健康課(保健センター) 委託団体等:母子保健推進員(保健師、助産有資格者)

【量の込みについて】

○国指針

出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

○各年4月1日時点の0歳児人口数、出生数及び乳児家庭全戸訪問事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
0歳児人口 (A)	888人	926人	987人	962人	1,014人
出生数 (B)	934人	987人	992人	1,033人	1,104人
事業実績	604件	931件	999件	960件	1,072件
出生数比率 (B) / (A)	105.18%	106.59%	100.51%	107.38%	108.88%

※ 平成21年度事業開始

※ 出生数は「事務報告書」市民課の原因別人口増減調べによる

●本市の対応

本事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対して、その居宅を訪問する事業であることから、今後の出生見込み数を量の見込みとすることが適当である。しかしながら、社会的流出入(転入出)等により0歳児人口と出生数に乖離が生じていることや、0歳児人口を上回る事業実績となっていることを勘案し、各年度の0歳児の推計人口を補正する必要がある。従って、量の見込みの算出方法は「0歳児の推計人口」×「出生数比率(108.88%)」とする。なお、出生数比率は、事業実績の増加傾向を勘案し、過去5年間の最大値で見込む。

	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児推計人口 (A)	960人	952人	945人	935人	927人
出生数比率 (B)	108.88%				
量の見込み (A) × (B)	1,045人	1,037人	1,029人	1,018人	1,009人

【確保方策について】

・「赤ちゃん連絡票」が未提出の場合でも、訪問対象となる家庭に対して電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を含め、全家庭に対してアプローチを行っている。

・現在の事業実施状況で量の見込みを受入れることは可能であることから、継続して実施する。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	23 人	23 人	23 人	23 人	23 人
確保方策	23 人 実施体制:子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関:子育て支援課(子ども家庭支援センター) 委託団体等:ヘルパー派遣事業所(6事業所)	23 人 実施体制:子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関:子育て支援課(子ども家庭支援センター) 委託団体等:ヘルパー派遣事業所(6事業所)	23 人 実施体制:子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関:子育て支援課(子ども家庭支援センター) 委託団体等:ヘルパー派遣事業所(6事業所)	23 人 実施体制:子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関:子育て支援課(子ども家庭支援センター) 委託団体等:ヘルパー派遣事業所(6事業所)	23 人 実施体制:子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関:子育て支援課(子ども家庭支援センター) 委託団体等:ヘルパー派遣事業所(6事業所)

【量の見込みについて】

○国指針

児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

○養育支援訪問事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
派遣人数 (A)	5人	21人	17人	23人	21人
派遣時間 (B)	172時間	1,181時間	1,182時間	1,166.5時間	1,331.5時間
1人当たりの派遣時間 (B)÷(A)	34.4時間	56.2時間	69.5時間	50.7時間	63.4時間

※ 平成21年度事業開始

○要保護児童数実績

	H21	H22	H23	H24	H25
要保護児童数	147人	188人	195人	207人	252人

●本市の対応

養育支援訪問事業実績の派遣人数と、過去の児童数実績(事業の主に派遣対象となる0歳から11歳までの児童数)、養護相談件数の間に相関関係を見ることが出来ない。広く浅く派遣対象とする事業ではなく、対象となる家庭に対して集中的に多くの時間派遣を行う事業であることが見て取れる。量の見込みの算出に当たっては適切な指標が見当たらないことから、本事業の実績を量の見込みとし、要保護児童数の増加傾向も考慮し、実績の内、もっとも大きいものとする。

【確保方策について】

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告やケースワークを通して把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を評価し派遣している。必要と判断された家庭に対しては全件派遣がされている。
- ・ 現在の事業実施状況で量の見込みを受入れることは可能であることから、継続して実施する。
- ・ 本事業は、様々な問題を抱えた家庭に対する事業であることから、専門的相談支援を行う子ども家庭支援センター職員と家事援助を行うヘルパーに対する研修(年1回)を実施、委託事業所との定期的な連絡会の開催(年2回)を実施する。

(6) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7,426 人回/月	7,270 人回/月	7,208 人回/月	7,144 人回/月	7,092 人回/月
確保方策	2,016 人回/月	2,016 人回/月	2,016 人回/月	2,016 人回/月	2,016 人回/月

【各児童館毎の地域子育て支援拠点事業実績】

	H21		H22		H23		H24		H25	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
	1回当たりの利用人数		1回当たりの利用人数		1回当たりの利用人数		1回当たりの利用人数		1回当たりの利用人数	
本町児童館	80	3,667	120	3,981	120	4,702	117	4,143	118	4,595
	46		33		39		35		39	
東児童館	281	8,831	281	9,432	282	8,721	280	8,764	281	9,920
	31		34		31		31		35	
貫井南児童館	108	2,212	112	2,138	108	2,232	111	2,142	115	2,897
	20		19		21		19		25	
緑児童館	71	1,983	258	4,195	207	3,888	205	5,168	205	5,693
	28		16		19		25		28	

【確保方策について】

・ 地域子育て支援拠点事業(ひろば事業)は特に定員の定めがないことから、確保方策の検討にあたっては過去5年間の「1回当たりの人数の一番大きなもの」×「回数(平均)」で算出する。

	1回当たりの利用人数	回数	確保方策(年)	確保方策(月)
本町児童館	46人	119回	5,463人回	455人回
東児童館	35人	281回	9,835人回	820人回
貫井南児童館	25人	111回	2,770人回	231人回
緑児童館	28人	219回	6,125人回	510人回

・ 平成27年度より学童保育所6所(児童館併設を除く)でひろば事業を実施する予定。また、子ども家庭支援センターでは常設の親子遊びひろばを設置し事業を実施等、地域子育て支援拠点事業としての基準を満たしていないため、確保方策に含めることが出来ないが、類似の事業で確保していく。

・ 確保方策は量の見込みを下回るものであるが、上記のとおり市内各所で事業が実施される見込みであり、保護者が子どもを連れて容易に移動できる距離に整備される等、利便性の向上も図られる。

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業。

在園児対象型以外

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	26,991 人日/年	27,033 人日/年	26,786 人日/年	26,651 人日/年	26,311 人日/年
確保方策(合計)	32,230 人日/年	32,271 人日/年	32,313 人日/年	32,355 人日/年	33,128 人日/年
(保育所の一時預かり)	30,025 人日/年	30,025 人日/年	30,025 人日/年	30,025 人日/年	30,025 人日/年
子育て援助活動支援)	2,205 人日/年	2,246 人日/年	2,288 人日/年	2,330 人日/年	2,373 人日/年
(トワイライトステイ)	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	730 人日/年

○ 一時預かり事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
緊急一時	1,411人	1,505人	1,369人	1,231人	1,517人
非定型的	5,656人	6,519人	861人	1,120人	862人
私的理由	2,936人	3,720人	3,512人	4,067人	4,296人
定期利用	—	—	6,805人	7,724人	8,525人
合計	10,003人	11,744人	12,547人	14,142人	15,200人

【確保方策について】

- ・ 確保方策の記載について、国Q&Aでは、「一定の施設基準に基づき運営費などの支援を行っている認可外保育施設による対応についても計画に記載することも可能とします。」とされており、保育室(定期利用保育事業)についても、確保方策に含めるものとする。
- ・ 現在の事業実施状況で量の見込みを受入れることは可能であることから、継続して実施する。
- ・ ニーズ調査等からも、一時保育が利用できないとの声は多い。待機児童が一定程度一時保育に流れていることによる定員不足等が原因と考えられる。今後は、保育における待機児童の解消を図るとともに、保育の必要性の認定を受けられない児童(専業家庭等)のいる家庭のニーズが高いと考えられる緊急一時預かりの充実等が検討課題である。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業は、様々なニーズへの対応が必要であり、協力会員の確保が必要である。今後も引き続き、登録時の研修等を通して質の高い会員の登録を進めるとともに、従前の依頼会員への協力会員登録を働きかける等により、「相互援助組織」としての更なる活性化を図る。
- ・ トワイライトステイ事業は、「のびゆくこどもプラン 小金井」(小金井市次世代育成支援後期行動計画)にもあるとおり事業を実施するに至っていない。事業実施場所を幅広く捉え、実施に向けた検討をしていく必要がある。

(8) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

【事業概要】

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3,146 人日/年	3,151 人日/年	3,122 人日/年	3,106 人日/年	3,067 人日/年
確保方策(合計)	1,524 人日/年	1,524 人日/年	1,524 人日/年	2,229 人日/年	3,169 人日/年
(病児・病後児保育)	1,524 人日/年	1,524 人日/年	1,524 人日/年	2,229 人日/年	3,169 人日/年
子育て援助活動支援)	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年	0 人日/年

○ 病後児保育事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
利用者数	—	—	—	9人日	63人日
登録児童数	—	—	—	81人	176人

※ 平成24年11月12日開設

【確保方策について】

・ 事業の実施状況は以下のとおり。

- ① しんあい保育園で実施されている体調不良時対応型 : 定員2名(1日)×292日(開所日数)=584人日/年
- ② くるみ保育室で実施されている病後児保育 : 定員4名(1日)×235日(開所日数)=940人日/年

・ 量の見込みを満たすには、定員7人規模の施設が必要。

・ 現在のくるみ保育室は市の北東地区に所在し、南地区・北西地区の利用者には地域的な利便性が悪いことから、地域の偏りをなくすため、確保方策においては定員3人と4人の2施設で想定。

・ ニーズ調査では、現在の事業では対象とならない「保育所に通所していない児童」、「病児(病気の回復期に至らない児童)」のニーズも認められることから、事業展開にあたっては、今後の検討課題とする。

・ ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業については、確保方策としての他実施自治体の状況から、多くて年間100件程度の利用見込みであることから、確保方策には含めず。

(9) 子育て援助活動支援事業(就学後)

【事業概要】

乳児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助をうけることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(低学年)	1,850 人日/年	1,912 人日/年	1,991 人日/年	2,032 人日/年	2,082 人日/年
量の見込み(高学年)	944 人日/年	909 人日/年	914 人日/年	931 人日/年	967 人日/年
確保方策	2,794 人日/年	2,821 人日/年	2,905 人日/年	2,963 人日/年	3,049 人日/年

○ 子育て援助活動支援事業実績

	H21	H22	H23	H24	H25
合計	2,647	2,400	2,470	2,951	3,297
未就学児童	1,946	1,747	1,632	2,010	2,126
低学年	491	469	603	858	962
高学年	210	184	235	83	209
依頼会員数	742	867	958	1,065	1,179
協力会員数	110	126	142	166	181
両方会員数	31	33	39	44	42
活動件数/依頼会員数	3.57	2.77	2.58	2.77	2.80
活動件数/協力会員数	24.06	19.05	17.39	17.78	18.22

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(未就学)	2,165	2,205	2,246	2,288	2,330	2,373
量の見込み(低学年)	—	1,850	1,912	1,991	2,032	2,082
量の見込み(高学年)	—	944	909	914	931	967
量の見込み合計	—	4,999	5,067	5,193	5,293	5,422
協力会員の数の見込み	195	210	225	240	255	270
確保量の見込み	4,692	5,053	5,414	5,774	6,135	6,496

【確保方策について】

- ・ ファミリー・サポート・センター事業は、「一時預かり事業」「子育て援助活動支援事業(就学後)」の確保方策として利用される。
- ・ 未就学児の量の見込みは、一時預かり事業として算出されており、ファミリー・サポート・センター事業としての量が不明であることから、H21からH25年度までの活動件数の伸び率(平均)で算出した。
- ・ 本事業の最大確保量(推計)について、平成21年度以降協力会員1人当たりの活動件数の最大値は24.06件となっている。協力会員の数の見込みは、過去の実績から毎年15人程度の増加を見込み、「協力会員の数の見込み」×「協力会員1人当たりの最大活動件数(24.06件)」とした。
- ・ 現在の事業実施状況で量の見込みを受入れることは可能であることから、継続して実施する。

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
量の見込み(人数)	1,110	人	1,101	人	1,093	人	1,081	人	1,072	人
量の見込み(件数)	12,547	件	12,442	件	12,351	件	12,220	件	12,116	件
確保方策	1,110	人	1,110	人	1,110	人	1,110	人	1,110	人
	12,547	件	12,442	件	12,351	件	12,220	件	12,116	件
	実施場所:都内契約医療機関(助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目:計14回、現在の検査項目を実施。		実施場所:都内契約医療機関(助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目:計14回、現在の検査項目を実施。		実施場所:都内契約医療機関(助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目:計14回、現在の検査項目を実施。		実施場所:都内契約医療機関(助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目:計14回、現在の検査項目を実施。		実施場所:都内契約医療機関(助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目:計14回、現在の検査項目を実施。	

【量の込みについて】

○国指針

母子保健法の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

○妊婦健診受診者数及び妊娠届出数実績

	H21	H22	H23	H24	H25
受診件数(合計)	10,738件	11,914件	9,953件	11,080件	11,644件
受診件数(1回目)	1,006件	988件	951件	1,088件	1,077件
受診件数(2回以降)	9,732件	10,926件	9,002件	9,992件	10,567件
妊娠届出数	1,043件	1,055件	1,054件	1,164件	1,175件
受診件数/妊娠届出数	10.3件	11.3件	9.4件	9.5件	9.9件
妊娠届出数/0歳人口	1.2件	1.1件	1.1件	1.2件	1.2件

●本市の対応

本事業は、全ての妊婦に対して、健康診査を実施する事業であることから、今後の妊娠届出数見込みを基準とし、過去の妊娠届出1件当たりの平均受診件数実績を掛けたものを量の見込みとすることが適当である。今後の妊娠届出数見込み算出にあたっては、妊娠届出数を0歳児人口で除したものの過去の実績から推計する。従って、量の見込みの算出方法は「妊娠届出数見込み」×「妊娠届出1件当たりの受診数」とする。算出のための数値は過去5年の実績の最大値で算出する。

	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児推計人口 (A)	960人	952人	945人	935人	927人
妊娠届出数/0歳人口平均 (B)	1.2件				
受診件数/妊娠届出数平均 (C)	11.3件				
妊娠届出数の量の見込み (A) × (B)	1,117件	1,108件	1,100件	1,088件	1,079件
受診件数の量の見込み (A) × (B) × (C)	12,623件	12,517件	12,425件	12,294件	12,189件

【確保方策について】

・ 現状、都内産科医療機関の減少や転出入の届出・事務負担軽減等のため、都内自治体においては国基準に基づき、各自治体ほぼ同一の検査項目を実施している。今後、国より「望ましい基準」が示されることとされている。現在実施している検査項目を基本とし、国や都、都内他自治体の動向を踏まえて検討する。

・ 現在の事業実施状況で量の見込みを受入れることは可能であることから、継続して実施する。